

生涯学習・スポーツ社会の実現に向けて

総合型地域スポーツ・文化クラブ創設への取り組み

区では、誰もが、いつでもどこでもいつまでも学習・スポーツ活動に親しめる「生涯学習・スポーツ社会」の実現を目指して、「総合型地域スポーツ・文化クラブ」の創設に向けた取り組みを進めています。

今回は、学校を拠点とし、地域の総合力を結集した「総合型地域スポーツ・文化クラブ」の概要をお知らせします。

総合型地域スポーツクラブとは

生涯スポーツ社会の実現のために、多目的・多世代・多目的なスポーツ活動の拠点として、その機会と場所を提供し、地域の皆さんの意思や実情に応じて自主的・主体的に活動・運営するクラブです。

一般的に、地域の自治力・教育力を高め、地域コミュニティの活性化に役立つものとして期待されています。

国は、「スポーツ振興基本計画」(12年9月)で、22年度までに各自治体に少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブを育成することとしています。

新宿区の取り組み

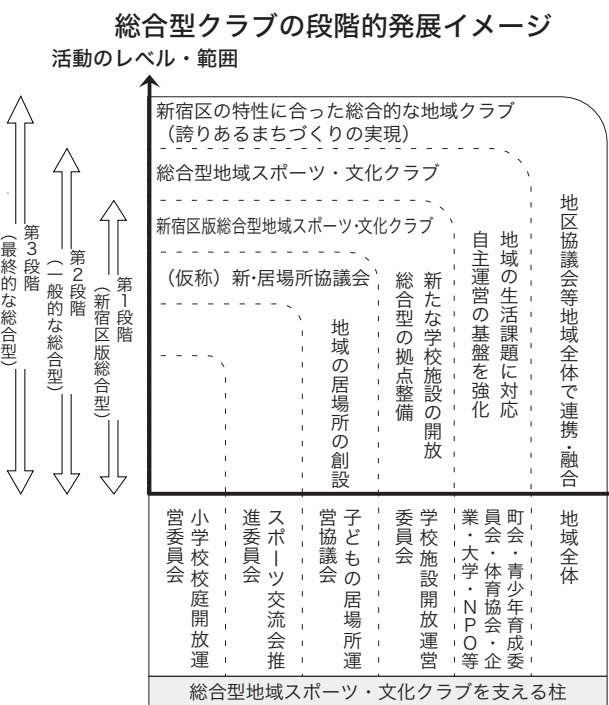
また、新宿区社会教育委員の会議の提言「新宿区における総合型地域スポーツクラブの創設について」(14年3月)

① クラブ拠点確保のための「学校施設を活用した事業」の抜本的な見直し

新宿区(都心区)の特徴として各地域に体育施設が確保できないために、学校施設を拠点としてクラブを育成します。

② 類似する3事業(小学校校庭開放・スポーツ交流会・子ども居場所)の連携・融合

組織の充実



※総合型クラブの段階的発展イメージは、地域の実情に応じて変わります

若松地区スポーツ交流推進委員会が総合型地域スポーツクラブに

14年度に、「スポーツ交流会」の受託組織として結成された「大久保・若松地区スポーツ交流推進委員会」(当時)が、文部科学省や体育協会などの支援を受け、同省が推奨する総合型地域スポーツクラブ「新宿チャレンジスポーツ文化クラブ」を設立し、2月26日、新宿中学校で設立総会を開きました。

今後は、より一層、学校・地域の皆さんと連携・協力を図り、区が目指す地域の総合力を結集した若松地域の「総合型地域スポーツ・文化クラブ」の早期実現に向けて取り組みます。皆さんのご支援をお願いします。

【新宿チャレンジスポーツ文化クラブの問合せ】同クラブ事務局 ☎(3207) 1533へ。同クラブホームページ (http://www.challesupo.net/) もご覧いただけます。



今後、クラブがより一層、町会・地区青少年育成委員会・地区協議会等の地域組織や体育協会・レクリエーション協会等とも連携・協力を深め、地域の自治力・教育力をはぐくむ場となるよう働き掛けていきます。地域の皆さんのご協力をお願いします。

誇りあるまちづくりの実現に向けて

今後、クラブがより一層、町会・地区青少年育成委員会・地区協議会等の地域組織や体育協会・レクリエーション協会等とも連携・協力を深め、地域の自治力・教育力をはぐくむ場となるよう働き掛けていきます。地域の皆さんのご協力をお願いします。

学校の利用調整のモデル

将来的な仕組み		従来の仕組み	
内容等	利用調整の主体となる組織	内容等	利用調整の主体となる組織
学校教育・行事	学校	学校教育・行事	学校施設開放運営委員会
部活動		部活動	
官公庁等の公的な使用		官公庁等の公的な使用	
地域貢献事業(区教育委員会委託事業を含む)		地域の主体的活動 区教育委員会委託事業	
地域の主体的活動		区教育委員会委託事業に準ずる地域貢献事業	
一般登録団体の活動	学校施設開放運営委員会の機能を含む	一般登録団体の活動	学校施設開放運営委員会

介護保険被保険者証を更新

～3月27日(月)に送ります～

65歳以上の方全員と介護保険の要支援・要介護の認定を受けている第2号被保険者(40歳～64歳)の方に交付している介護保険被保険者証は、3月31日(金)に有効期限(要支援・要介護認定の有効期間とは異なります)が切れるため、新しい保険証を3月27日(月)に送ります。

【新しい保険証の変更点】

- 保険証の有効期限がなくなります。
- 保険証の色は水色になります(現在は若草色)。
- 認定・給付内容の変更に伴い、記載事項が変わります。

【古い保険証の回収場所】

介護保険課資格係、特別出張所、地域包括支援センター(4月1日(土)以降)、ことぶき館、元気館、西早稲田ふれあいプラザ、清風園

※古い保険証は、郵送または代理人の方による返還も可能です。

【新しい保険証が届かない場合】

古い保険証(若草色)をお持ちの上、介護保険課資格係または特別出張所で申請してください。古い保険証がない場合は、①身分証明書(運転免許証・パスポート・健康保険証・年金手帳など本人確認ができるもの)と②委任状(本人または本人と同一世帯の方は不要)をお持ちの上、申請してください。

※保険証の紛失等で再交付する場合も①②をお持ちの上、申請してください。

【問合せ】介護保険課資格係(本庁舎2階) ☎(5273) 4597へ。

介護保険料のお知らせを送ります

～65歳以上の特別徴収(年金から控除)の方へ～

4月・6月の年金支給時に特別徴収する介護保険料を、3月31日(金)にはがきでお知らせします。

今回は、18年2月に特別徴収した金額に基づいて計算した仮の金額です。18年度の年額の保険料は7月に決定し、8月以降(本徴収期間)の金額を通知します。

普通徴収(納付書・口座振替でお支払い)の方には、4月中旬に納入通知書を送ります。

▶ 仮徴収期間…18年2月に特別徴収した保険料に基づき4～7月分を計算して、4月・6月に支給する年金から控除します。

▶ 本徴収期間…確定した18年度の年額保

険料から仮徴収した保険料を差し引き、8月～19年3月分を計算して、8月・10月・12月・19年2月に支給する年金から控除します。

【問合せ】介護保険課資格係(本庁舎2階) ☎(5273) 4597へ。

年金の現況届を忘れずに

毎年誕生月に社会保険庁などに提出する現況届の提出を忘れて、年金の支給が一時的に止まります。現況届は、期限内に提出してください。

【問合せ】新宿社会保険事務所 ☎(5285) 8611へ。

高齢者福祉活動基金・シニア活動事業助成金の申請を受け付け

地域の活性化に向けた活動を支援します。

● 高齢者福祉活動基金

【対象】区内で高齢者福祉活動を行っているボランティアの方と団体

【対象事業】高齢者の自立や社会参加を促進するために、18年度中に行う次の①～⑩の事業のうち1事業

- ▶ 食事サービス事業…①食事サービス、▶ 高齢者の生活支援・介護予防等に関する事業…②認知症予防・介護予防教室、③軽度生活支援、④IADL訓練、⑤生きがい活動支援通所、⑥福祉情報サービス、⑦福祉器具等の開発・改造等、▶ 高齢者の生きがいと健康づくりに関する事業…⑧社会参加による健康増進、⑨高齢者教養講座・生きがい講演会、⑩健康・生きがい啓発冊子の発行等

※営利を目的とするもの、国・東京都・新宿区から補助・委託等を受けている事業、介護保険指定事業者が実施する介護保険給付事業は除きます。

【助成額】200万円を限度(1団体に付き1事業のみ)

【助成金の交付】高齢者福祉活動基金運用委員会で審査の上、助成事業・金額を決定し、6月中旬に交付予定

● シニア活動事業助成

【対象】区内在住の55歳以上の方が構成員の半数以上で、社会貢献活動を実施しているか、これから実施する団体

【対象事業】地域で行う社会貢献活動(子育て活動、防犯活動、手芸教室、清掃活動ほか) ※営利を目的とするもの、国・東京都・新宿区から補助・委託等を受けている事業、高齢者を支援する活動は除きます。

【助成額】30万円を限度(1団体に付き1事業のみ)。ただし、応募者多数の場合は予算額(100万円)の範囲内で調整します。

【助成金の交付】シニア活動事業助成制度審査会で審査の上、助成事業・金額を決定し、6月中旬に交付予定

……………(以下共通)……………

【申込み】申込書を4月3日(月)～21日(金)に健康いきがい課いきがい係(本庁舎2階) ☎(5273) 4567へ。申込書は同課で配布するほか、新宿区ホームページからも取り出せます。

福祉

◎心のバリアフリー

● みんなで楽しむ無声映画

障害者施設「あゆみの家」を利用して、いる方たちと一緒に、楽しい時間を過ごしませんか。

【日時】3月29日(水)午前10時50分～12時

【内容】活弁士による無声映画「チャップリンの冒険」の上映(桜井麻美・活弁士)ほか

【費用】無料

【会場・申込み】電話かファックス(催し名・住所・氏名・電話番号・ファックス番号を記入)であゆみの家(西落合1-30-10) ☎(3953) 1230・☎(3953) 1053へ。先着15名。

記載例
住所の
④年齢
⑤性別
⑥電話番号
⑦その他
住所・氏名